

## かながわソーラープロジェクト研究会設置要綱

### (設置)

第1条 神奈川県において太陽光発電の大規模な普及を実現し、太陽光発電を中心とした次世代エネルギー供給モデルの構築へ向けて具体的施策等を調査・研究するために、「かながわソーラープロジェクト研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について調査・研究を行う。

- (1) 民間資金の活用による太陽光発電普及拡大方策「かながわソーラーバンク構想」の具体的あり方について
- (2) 公共施設における太陽光発電の設置推進方策について
- (3) メガソーラー発電施設を含む太陽光発電事業の展開方策について
- (4) 前3号に掲げるもののほか、研究会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 研究会は、学識経験及び専門知識を有する者等のうちから、知事が委嘱する委員及び知事が指名する県職員をもって組織し、委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の委員の構成は、別表のとおりとする。

### (会長)

第4条 研究会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 研究会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、第3条に定める委員のほか、第2条の所掌事項について調査、研究するため必要と思われる者に研究会への出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 研究会の庶務は、神奈川県環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課が行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、会長が定める。

#### 附則

この要綱は、平成23年5月13日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成23年7月12日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成23年8月23日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

(別表)

(学識経験者は50音順：敬称略)

分野	氏名	職名
学識経験者	佐藤 嘉晃	独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 省エネルギー部長
学識経験者	竹ヶ原 啓介	株式会社日本政策投資銀行 環境・CSR部長
学識経験者	村沢 義久	東京大学総長室 アドバイザー
学識経験者	山地 憲治	財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研究所所長
事業者	岡林 義一	一般社団法人太陽光発電協会 部長
NGO	都筑 建	特定非営利活動法人 太陽光発電所ネットワーク 事務局長
国	青木 栄治	国土交通省総合政策局 環境政策課長
国	和田 篤也	環境省地球環境局 地球温暖化対策課 調整官
国	末松 広行	林野庁 林政部長
国	村上 敬亮	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課長
県	石黒 順一	神奈川県環境農政局長